

平成 23 年 4 月 14 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求事件

口頭弁論終結日 平成 23 年 3 月 24 日

判 決

原告 国

被告 Y株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、363万7000円及びこれに対する平成22年12月16日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

主文同旨

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 当事者の主張

1 請求原因

別紙1訴状第2「請求の原因」1ないし3及び第3「結語」並びに別紙2請求の減縮申立書兼第1準備書面第2「請求の減縮の理由」欄に記載のとおり。

2 請求原因に対する認否

- (1) 別紙1訴状第2「請求の原因」1は不知。
- (2) 別紙1訴状第3「結語」は争う。
- (3) 別紙1訴状第2「請求の原因」2、3並びに別紙2請求の減縮申立書兼第1準備書面第2「請求の減縮の理由」については認める。

理 由

- 1 別紙1訴状第2「請求の原因」2、3及び別紙2請求の減縮申立書兼第1準備書面第2「請求の減縮の理由」は、当事者間に争いがない。
- 2 証拠（甲1、8）及び弁論の全趣旨によれば、別紙1訴状第2「請求の原因」1の事実が認められる。
- 3 以上によれば、原告の本件請求は理由があるからこれを認容し、主文のとおり判決する。

鹿児島地方裁判所加治木支部

裁判官 鈴木昭洋